

区 分		計		現 況 に よ る 区 分 別 面 積								用 途 に よ る 区 分 別 面 積							
		件数	面積	農 地				採草 放牧地	農業用 施設用地	混牧林地	混牧林地 以外の 山林原野	その他	農 地				採草 放牧地	農業用 施設用地	混牧林地
				田	畑	樹園地	小計						田	畑	樹園地	小計			
編 入		件	m ²	m ²	m ²	m ²		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		m ²	m ²	m ²
			0.00											0.00					
(うち荒廃農地 /A分類)		()	(0.00)	()	()	()	(0.00)	()	()	()	()	()	—	—	—	—	—	—	—
除 外		件	m ²	m ²	299m ²	m ²		m ²	m ²	m ²	m ²	0.22m ²	m ²	m ²	m ²		m ²	m ²	m ²
		2	0.00											299.00	0.22	299.22			
[うち8年未經]		[]	[0.00]	[]	[]	[]	[0.00]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[0.00]	[]	[]	[]
(うち荒廃農地)		(A分類)	()	(0.00)	()	()	()	(0.00)	()	()	()	()	—	—	—	—	—	—	—
		(B分類)	()	(0.00)	()	()	()	(0.00)	()	()	()	()	—	—	—	—	—	—	—
用途変更		件	m ²	m ²	m ²	m ²		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		m ²	m ²	m ²
			0.00											0.00					
(うち荒廃農地 /A分類)		()	(0.00)	()	()	()	(0.00)	()	()	()	()	()	—	—	—	—	—	—	—

[illegible]

② 農用地区域からの除外

区 分		変 更 の 事 由（転用計画のある土地）																	
		計		自 己 住 宅				分 家 住 宅				農業用施設		病院・診療所		福祉施設		店舗・沿道サービス	
				農 家		そ の 他		農 家		そ の 他									
				件数	面積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積								
法第13条第2項該当		1	m ² 299.00		m ²		m ²		m ²	1	m ² 299.00		m ²		m ²		m ²		m ²
(うち荒廃農地)	(A分類)	(0)	(0.00)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	(B分類)	(0)	(0.00)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
				工場		流通業務施設		()		()		()		()		()		()	
				件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積
法第13条第2項該当			m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²
(A分類)		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
(B分類)		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

区 分		計		公共事業等							
		件数	面積	()		()		()		()	
				件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積
法第10条第4項該当		0	0.00								
[うち8年未經]		[0]	[0.00]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]
(うち荒廃農地)	(A分類)	(0)	(0.00)	()	()	()	()	()	()	()	()
	(B分類)	(0)	(0.00)	()	()	()	()	()	()	()	()

区 分		農業振興地域の増減に係る事由			
		()		()	
		件数	面 積	件数	面 積
その他 法第13条第1項該当					
[うち8年未經]		[]	[]	[]	[]
(うち荒廃農地)	(A分類)	()	()	()	()
	(B分類)	()	()	()	()

区 分			変 更 の 事 由 （法第10条第3項各号のいずれにも該当しなくなった土地）																			
			計		法第15条の2第1項の開発許可不要に該当した土地										左記以外（転用計画なし）							
					件数		面積		(都市計画道路)		()		()		()		小計		()		()	
法第10条第3項非該当			件	m ²	件	m ²	件	m ²	件	m ²	件	m ²	件	m ²	件	m ²	件	m ²	件	m ²	件	m ²
			1	0.22	1	0.22							1	0.22					0	0.00		
(うち荒廃農地)			(A分類)	(0)	(0.00)	()	()	()	()	()	()	()	(0)	(0.00)	()	()	()	()	(0)	(0.00)		
			(B分類)	(0)	(0.00)	()	()	()	()	()	()	()	(0)	(0.00)	()	()	()	()	(0)	(0.00)		

(2) 農用地利用計画の集団的農地の規模別・土地改良事業等の実施状況別の変更概要（現況による）

			編入			除外			用途変更			計		
			田 ㎡	畑 ㎡	樹園地 ㎡	田 ㎡	畑 ㎡	樹園地 ㎡	田 ㎡	畑 ㎡	樹園地 ㎡	編入 ㎡	除外 ㎡	用途変更 ㎡
20ha以上	土地改良事業等 実施済み	農地										0.00	0.00	0.00
		うち荒廃農地 (A分類)										0.00	0.00	0.00
	うち区画整理等 実施済み	農地					299.00					0.00	299.00	0.00
		うち荒廃農地 (A分類)										0.00	0.00	0.00
	土地改良事業等 未実施	農地										0.00	0.00	0.00
		うち荒廃農地 (A分類)										0.00	0.00	0.00
10ha以上 20ha未満	土地改良事業等 実施済み	農地										0.00	0.00	0.00
		うち荒廃農地 (A分類)										0.00	0.00	0.00
	うち区画整理等 実施済み	農地										0.00	0.00	0.00
		うち荒廃農地 (A分類)										0.00	0.00	0.00
	土地改良事業等 未実施	農地										0.00	0.00	0.00
		うち荒廃農地 (A分類)										0.00	0.00	0.00
10ha未満	土地改良事業等 実施済み	農地										0.00	0.00	0.00
		うち荒廃農地 (A分類)										0.00	0.00	0.00
	うち区画整理等 実施済み	農地										0.00	0.00	0.00
		うち荒廃農地 (A分類)						0.22				0.00	0.22	0.00
	土地改良事業等 未実施	農地										0.00	0.00	0.00
		うち荒廃農地 (A分類)										0.00	0.00	0.00
計	土地改良事業等 実施済み	農地	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		うち荒廃農地 (A分類)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	うち区画整理等 実施済み	農地	0.00	0.00	0.00	0.00	299.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	299.00	0.00
		うち荒廃農地 (A分類)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.22	0.00	0.00	0.00	0.00	0.22	0.00
	土地改良事業等 未実施	農地	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		うち荒廃農地 (A分類)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	計	農地	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		うち荒廃農地 (A分類)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

様式第2-3号（農用地利用計画変更内容一覧表）

※「用途による区分別面積」欄は、「除外」及び「用途変更」の場合、当該地の除外及び用途変更前の農用地利用計画上の用途区分を記入する。ただし、農用地利用計画上の用途区分が農地の場合は現況により田、畑、樹園地別に区分し、現況が荒廃農地の場合は耕作当時の状況により区分する。また、開発予定であった山林原野の場合は予定していた用途により区分する。

「編入」の場合、当該地の編入後の農用地利用計画上の用途区分を記入するが、農用地利用計画上の用途区分が農地の場合は計画用途により田、畑、樹園地別に区分し、現況が荒廃農地または開発予定の山林原野等の場合は開発後の利用目的により区分する。

※「現況による区分別面積」の欄には、田、畑、樹園地、採草放牧地、農業用施設用地、混牧林地、（混牧林地以外の）山林原野、その他別に区分して記入する。

なお、当該地が荒廃農地の場合は耕作当時の状況により区分し記入する。

法第15条の2第1項に規定される開発許可不要であり、農地法上も転用許可不要で、農用地区域を変更せずに施設を整備した場合は、今回定期変更の精査後の現況で記入する。

※[うち8年未経]の欄には、土地改良事業等の実施中及び完了後8年未経過の土地を含む除外について、項目ごと、件数・面積を内数で記入する。

※(うち荒廃農地)の欄には、荒廃農地調査に基づく荒廃農地の区分により「A分類」「B分類」を含む除外について、項目ごと、件数・面積を内数で記入する。

※「農用地区域への編入」について、第2号該当の場合は、土地改良事業等の実施により新たに施行の区域内の土地となる場合と、既に土地改良事業等の施行の区域内の土地であった場合を区別して記入する。また、重複して該当する場合は、既に土地改良事業等の施行の区域の土地であった場合として記入する。

第5号該当の場合は、各市町農振整備計画の農用地区域の設定方針において該当する項目を簡潔に表現し、記入する。

なお、法第10条第3項第1号及び第2号に重複して該当する場合は、第1号を優先し、記入する。

※「農用地区域からの除外」について、「法第13条該当」及び「法第10条第4項該当」の欄は、転用計画の内容ごとに件数・面積を記入する。除外する土地に土地改良事業等の実施中及び完了後8年未満の土地を含む場合は[]内に各項目ごと、件数・面積を内数で記入する。除外する土地に、荒廃農地調査に基づき区分される「A分類」「B分類」を含む場合は各項目ごと、件数・面積を内数で記入する。

「法第10条第3項非該当」の欄には、法第15条の2第1項に規定される開発許可不要であり、農地法上の転用許可不要で、農用地区域を変更せずに、施設を整備した場合に、該当する転用事業の内容を簡潔に表現し記入する。それ以外の事由で除外する場合は、市町農振整備計画における農用地区域の設定方針の但し書き(設定方針に含まない事項)の内容を簡潔に表現し記入する。また、除外する土地に、荒廃農地調査に基づき区分される「A分類」「B分類」を含む場合は各項目ごと、件数・面積を内数で記入する。

※「変更の事由」の欄が不足する場合は、適宜追加すること。

2 個別一覧表

整理 番号	地区 記号・区域 番号	土地の所在地		用途 区分	地目	現況	荒廃農地の状 況・精査前の 現況等	面 積	法第10条第3 項該当条項		①土地所有者住所氏名	②事業計画者住所氏名	変更区分 (除外・ 編入・ 用途変更)	変更理由及び目的	土地改良事業等との関連	市町の意見	摘 要
		大字・字	地番						集团的農地 の規模								
1	D	新居町内山	1748-1	樹園地	畑	雑種地		0.22	第2号	10ha未満	湖西市吉美3268番地 湖西市	湖西市吉美3268番地 湖西市	除外	公共用地 都市計画道路大倉戸茶屋松線の 管理用地	一般農道整備事業（浜名湖西 部地区）	湖西市が都市計画道路茶屋松線の管理用地として取得した。農 振法第15条第2項（開発行為許可不要）により農用地区域のまま 整備された公共施設用地を事後に除外する場合に該当する。	公共用地として取 得（農振法第10条 3項（農用地区域 に定める土地）非 該当
2	B	岡崎字新古	460-1	畑	畑	畑		299	第1号、第2 号	20ha以上	湖西市岡崎1481番地 豊田 岩夫	湖西市岡崎1481番地 豊田 健	除外	分家住宅 申出者は現在、両親および妻 子とともに両親の持ち家（岡 崎1481）に居住しているが、 自己住宅の取得を希望してい る。申出者夫婦には自己周知 が無く、両親の所有地から建 設予定地を選定したが、他の 土地は鋭意耕作中の農地、接 道が取れない、地盤不良等の 理由から住宅の建設が困難 で、農用地区域内農地である 申出地しか建設可能な土地が 無かった。申出地の一部を分 筆し、住宅建設を計画してい る。	①県営一般農道整備事業 （浜名湖西部地区） 実施時期：H29～R6年度 ②県営農林漁業用揮発油税財 源身替農道整備事業（浜名古 見地区） 実施時期：S43～S47年度	農振法第13条第2項各号に規定する、農振除外に必要な6要件 を全て満たすため、除外はやむを得ないと判断した。 第1号要件について、申出者夫婦は自己所有地を保有しておら ず、また、申出地周辺の土地についても検討したが、現在、農 用地として農業に使用している土地や接道の無い土地等であり 計画地以外の土地をもって代替できる土地はなく、事業計画も 不要不急の目的で行うものではないと判断した。 また、農地法・都市計画法・建築基準法等の関係法令について も許可見込みがあり、配置計画についても適正な規模であると 判断した。 第2号、第3号、第4号要件について、住宅建設予定地は農地 の一体的利用を妨げるものではなく、申出者の自家用車の出入 りも湖西市道大森新道線側から行われるものであることから、 近接地で農業を営む者の農業用車両の出入りを妨げるもので ないと考えられる。申出地の除外による農用地の集団性及び農 作業の効率化、その他農作業上の効率的な利用に支障はなく、 農用地の利用集積への支障はないと判断した。また、本計画地 は地域計画区域内の土地ではあるが、配置計画等は近隣の農地 へ配慮されたものであり、地域計画の達成にも支障を及ぼす恐 れが無いと考えている。 続いて、第5号、第6号要件について、当該地は、昭和42年か ら50年にかけて実施された県営ほ場整備事業湖西部地区第4工区 （大森地区）の事業区域内の土地であるが、土地改良事業実施 より8年以上経過しており、農業用水施設に関して湖西用水土 地改良区との調整済みであり、近隣農業用施設への支障もない ことから問題なしと判断した。	農振法第13条第2 項

※「用途区分」欄は、変更区分が除外及び用途変更の場合、当該地の除外及び用途変更前の農用地利用計画上の用途区分を記入する。ただし、農用地利用計画上の用途区分が農地の場合は現況により田、畑、樹園地別に区分し、現況が荒廃農地の場合は耕作当時の状況により区分する。また、開発予定であった山林原野の場合は予定していた用途により区分する。変更区分が編入の場合、「用途区分」には当該地の編入後の農用地利用計画上の用途区分を記入するが、農用地利用計画上の用途区分が農地の場合は計画用途により田、畑、樹園地別に区分し、現況が荒廃農地または開発予定の山林原野等の場合は開発後の利用目的により区分する。

※「地目」欄には当該地の登記地目を記入する。

※「現況」欄には田、畑、樹園地、採草放牧地、農業用施設用地、混牧林地、(混牧林地以外の)山林原野、その他別に区分して記入する。

なお、当該地が荒廃農地の場合は耕作当時の状況により区分し記入する。また、その場合、現状は荒廃農地である旨及び荒廃農地調査に基づく荒廃農地の区分「A分類」「B分類」を「荒廃農地の状況・精査前の現況等」の欄に加えて記入する。

法第15条の2第1項に規定される開発許可不要であり、農地法上も転用許可不要で、農用地区域を変更せずに施設を整備した場合は、今回定期変更の精査後の現況を記入するとともに、精査前の現況を「荒廃農地の状況・精査前の現況等」の欄に加えて記入する。

※「法第10条第3項該当条項」欄には、当該土地が法第10条第3項各号のいずれに該当し、農用地区域に定められているかを記載する(複数該当する場合あり)。第1号(集団的に存在する農用地で10ha規模以上のもの)に該当する場合は、集団的農地の規模(20ha以上/10ha以上20ha未満)別に記載する。

※「変更理由及び目的」欄には、除外の場合は除外理由(除外する土地が農用地区域の設定基準(法第10条第3項各号)に該当しないこととなった理由、農用地区域に含まれない土地(法第10条第4項、令第8条各号、規則第4条の5各号に掲げる事項)となった理由又は農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域から除外することを適当とした理由(法第13条第1項及び第2項に掲げる事項))及び転用計画がある場合はその目的・内容を記入するとともに、「1総括表」の変更事由のうちのどれに区分されるかを記入する。

編入の場合は編入する土地が農用地区域の設定基準(法第10条第3項各号)に該当することとなった理由を具体的に記入する。

用途変更の場合は、当該地の変更後の用途区分(農地の場合は計画用途により田、畑、樹園地別に区分)を記入する。

※「土地改良事業等との関連」欄には、当該土地が施行の区域内となっている土地改良事業等の事業名、地区名、事業実施期間、事業種目を記載する。農業生産基盤整備事業等の実施を予定する土地として編入する場合は、当該事業の事業名、地区名、事業実施期間を記載する。

※「市町の意見」欄には、除外の場合は法の規定に照らした市町の意見を、編入の場合は法第10条第3項に照らした市町の意見を記入する。

※「摘要」欄には、除外の場合は「法第13条第2項」「法第13条第1項」「法第10条第3項非該当」又は、「法第10条第4項に該当する土地(施行令第8条第○号の○又は、施行規則第4条の5第○号該当施設用地)」のいずれか該当するものを記入する。